

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社大宮測研	茨城県常陸大宮市下村 田 6 7 7	0 4 - 0 0 0 2 1 9

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「4-」は県内建設コンサルタントの有資格者番号を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 3 年 10 月 29 日～令和 3 年 11 月 28 日（1 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

株式会社大宮測研は, 令和 3 年 9 月 2 2 日に大子工務所が実施した, 0 3 国補交安第 0 3 - 0 4 - 8 9 9 - 0 - 0 5 1 号 0 2 国補交安第 0 2 - 2 0 - 8 0 8 - A - 0 5 1 号合併防災道の駅測量設計業務委託の指名競争入札において落札者となりながら, 技術者等の確保が困難であるとして契約を辞退した。

5. 指名停止理由

上記事実は, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 2 第 1 5 号ウに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか, 業務に関し, 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし, 工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき ア・イ (略) ウ その他, 業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)